

1. 総則

いわゆる「統合医療」（近代西洋医学を前提として、これに相補・代替療法や伝統医学等を組み合わせて更にQOL（Quality of Life：生活の質）を向上させる医療であり、医師主導で行うもの。以下同じ。）は、多種多様であり、かつ玉石混淆（ぎよくせきこんこう）とされています。現時点では、全体として科学的知見が十分に得られているとは言えず、患者・国民に十分浸透しているとは言い難い状況にあります。

このような状況を踏まえ、厚生労働省で開催した、「統合医療」のあり方に関する検討会（以下「統合医療検討会」という。）では、「統合医療」の各療法について、安全性・有効性等に関する科学的知見を収集するとともに、これらを基にして必要な情報を広く発信していくことによって、患者・国民及び医師が療法を適切に選択できるようにすることが重要とされました。

統合医療検討会の提言を受けて、厚生労働省としては、患者・国民及び医師が「統合医療」に関する適切な情報が入手できるような枠組みを検討・構築するため、「統合医療」に係る情報発信等推進事業（以下「本事業」という。）を実施することとし、これにあたり、当該事業を実施する団体（以下「実施団体」という。）を選定するために、以下の要領で実施団体の公募を行います。

2. 事業目的

患者・国民及び医師が「統合医療」に関する適切な情報を入手し、適切に選択できるための環境整備を行うことを目的として、「統合医療」の各療法について、安全性・有効性等に関する科学的知見を収集するとともに、これらを基にして必要な情報を発信するための事業を実施します。

(1) 事業内容

「統合医療」の情報発信等のあり方について、医療関係者や消費行政関係者などの有識者からなる検討会を設け、下記に掲げる業務内容を具体化していただきます。

- ① 研究成果の収集・評価
- ② 情報発信及び情報発信に伴う照会等
- ③ 国内外研究機関との連携
- ④ 「統合医療」サーベイランス（収集した研究成果に対して有識者としての意見を述べる調査等）機能

なお、本事業の実施にあたっては、検討会の提言を踏まえる観点から、厚生労働省が必要に応じて助言等を行うものとします。

さらに、平成26年度以降、上記で構築した業務体制・内容に基づき「統合医療」に関する情報の収集・評価、情報発信等を行っていただきます。

なお、本事業において収集する「統合医療」に関する情報には、「統合医療」のほか、「統合医療」において近代西洋医学とともに組み合わせて行われる各種療法のうち、平成22年度厚生労働科学研究「統合医療の情報発信等の在り方に関する調査研究」で採り上げられた療法を含みます。

3. 応募団体に関する諸条件

実施団体への応募者(以下「応募団体」という。)は、次の条件を全て満たす団体であることとします。

- ① これまでに相補・代替療法や伝統医学等について、患者・国民や医師を対象にした情報発信や普及啓発に関する一定程度の経験及び成果の公表を有すること。
- ② 専門的見地から中立的に事業を行うことができること。
- ③ 本事業を実施する上で必要な経営基盤を有し、資金等に関する管理能力を有すること。
- ④ 日本に拠点を有していること。
- ⑤ 厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑥ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

4. 事業期間（予定）

事業期間（予定）は、別に定める日から平成26年3月31日とします。

5. 応募団体の評価

(1) 評価の方法

事業実施団体の採択については、医政局総務課において、上記「3. 応募団体に関する諸条件」に該当する旨を確認した後、企画書等を評価します。企画書等の内容について書類評価及び必要に応じてヒアリングを行い、それらの評価結果を基に最も効率的かつ効果的に事業を担えると認められる応募団体を実施団体として選定します。

評価は非公開で行い、その経緯は通知いたしません。また、問い合わせにも応じられません。なお、提出された企画書等の資料は、返却いたしませんので御了

承ください。

(2) 評価の観点

- ① 事業を遂行するために必要な根拠（人員、経験、設備、資金）が示されているか。
- ② 事業を的確に遂行するために十分な管理・運営能力があるか。
- ③ 事業計画が事業目的に合致しているか。
- ④ 事業計画が効果的なものとなっているか（相補・代替療法や伝統医学等に関連する団体と連携・協力し、意見集約等を行うことが可能か）。
- ⑤ 情報提供等の枠組み構築後、安定的かつ効果的に制度を運用できるか（経験・能力・体制等）。

(3) 評価結果の通知

評価の結果については、最終評価後速やかに応募団体に対して通知する予定です。なお、補助金については、実施団体選定の通知後に必要な手続きを経て、正式に交付決定されることとなります。

6. 本事業に係る委託費の交付について

本事業に係る委託費の交付については、別に定める「平成25年度「統合医療」に係る情報発信等推進事業委託費交付要綱」により行うこととなり、10,545千円を基準額（上限額）とし、対象とする経費は本事業に必要な、人件費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法廷福利費等）、賃金、謝金、旅費、需要費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費）、借料及び損料、雑役務費、これらの経費に該当する委託費に限ります。

また、委託費の交付時期については、本事業終了後事業実績報告書の提出後となります（精算払扱い）。

なお、26年度以降の事業運営にあたって国が委託費等で費用負担するかどうか決まっておりませんが、26年度以降の交付先が新たな団体に替わる場合、業務の引き継ぎに必要な経費は補助対象外となるので留意してください。

7. 応募方法等

(1) 企画書の作成及び提出

「統合医療」に係る情報発信等推進事業企画書を作成し、必要部数を以下の提出期間内に提出してください。

企画書には以下の項目及び公募要領に示されている評価の観点を盛り込んで

ください。様式は任意ですが、記入漏れ等無いようにしてください。

- ① 本事業を実施する組織体制（団体内組織体制、検討会の構成員など）
- ② 25年度における事業計画（実施内容と実施スケジュール）
- ③ 事業に係る費用積算（別添1）…類似様式でも可
- ④ 現在応募団体にて実施している相補・代替療法や伝統医学等に関する業務の説明
- ⑤ 26年度以降の運営予定案

(2) 応募方法

① 提出期間

平成25年9月30日（月）から平成25年10月18日（金）（必着）

② 提出先・問合せ先

提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局総務課あて

※ 郵送の場合、封筒の宛名面には、「統合医療」に係る情報
発信等推進事業と朱書きにより、明記してください。

問合せ先：厚生労働省医政局総務課

Tel：03-5253-1111（内線4103 井上〈制度関係〉、2520 太田
〈手続関係〉）

Fax：03-3501-2048

③ 提出書類

以下の書類を2部提出ください。

- A. 「統合医療」に係る情報発信等推進事業企画書
- B. 団体経歴（概要）、団体定款など活動が分かる資料
- C. 団体の直近決算年度の確定申告書(写)、財務諸表(写)
- D. その他必要な資料

④ その他

評価の段階で必要に応じて企画書等を電子媒体で提出するよう依頼することもありますのでご承知おきください。

以上

(別添1)

「統合医療」に係る情報発信等推進事業 予定費用

区分	支出予定額			備考(摘要)
	員数	単価(円)	金額(円)	
人件費				
賃金				
報償費(謝金)				
旅費				
需要費				
(消耗品)				
(印刷製本費)				
(会議費)				
(図書購入費)				
借料及び損料				
雑役務費				
委託費				